

# 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けの見直し等に関する対応方針（R5.1.27政府対策本部決定）の概要

## ■感染症法上の位置付け

○5月8日から5類感染症に位置付ける

## ■位置付けの変更に伴う政策・措置の見直し

①患者等への対応	・ <u>医療費自己負担分</u> の一定の <u>公費支援</u> は、期限を区切って <u>継続</u>	3月上旬を目処に具体的な方針
②医療提供体制	・ <u>入院・外来</u> は幅広い医療機関で受診できる体制に向けて <u>段階的に移行</u> ・ <u>病床確保料の取扱い、入院調整のあり方などを検討</u>	
③サーベイランス	・ <u>定点</u> 医療機関による感染動向把握に <u>移行</u> 、ゲノムサーベイランスは継続	
④基本的な感染対策	・ <u>マスクは個人の判断</u> に委ねることを基本として検討あわせて、各個人の判断に資するよう、着用が効果的な場면을周知	早期に見直し時期も含めその結果を示す
⑤ワクチン	・ <u>4月以降も自己負担なく受けられる</u> ようにすること	

## ■新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止／■特措法に基づく措置の終了

- 政府対策本部及び都道府県対策本部は廃止し、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催
- 住民及び事業者等への協力要請等の各種措置は終了
- P C R等検査無料化事業は終了
- 「基本的対処方針」は廃止

# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針に係る変更内容の概要

## マスク着用の考え方

※朱書きは主なポイント

適用日	考え方	留意事項
3/13～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本</u></li> <li>○ 政府は各個人の着用の判断に資するよう、<u>感染防止対策として効果的である場面を示す</u></li> <li>① <u>重症化リスクの高い方の感染を防ぐため、効果的な場面での着用を推奨</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>医療機関受診時</u></li> <li>・<u>医療機関や高齢者施設等への訪問時</u></li> <li>・<u>混雑した電車やバスに乗車する時</u></li> </ul> </li> <li>② <u>流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くときは、着用が効果的</u></li> <li>③ 症状がある方などは、外出を控え、<u>やむを得ず外出する際は着用する。</u></li> <li>④ <u>医療機関や高齢者施設等の従事者は、勤務中の着用を推奨</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>本人の意思に反して着脱を強いることのないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知</u></li> <li>○ 保育所等に対し着用の考え方を周知</li> <li>○ 感染が大きく拡大している場合、一時的に場面に応じた適切な着用を広く呼びかけるなど、<u>より強い感染対策を求めることがあり得る。</u></li> </ul> <p>※ 左記考え方適用後も、<u>基本的な感染対策は重要</u>であり、政府は引き続き、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を呼びかける</p>
5/8～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナの感染症法上の位置付けが変更された以降は、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、<u>個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。</u></li> <li>○ 政府は、<u>自主的な感染対策に必要な情報提供を行う</u>など、個人及び事業者の取組を支援していく。</li> </ul>	

## 学校でのマスクの着用

※朱書きは主なポイント

適用日	考え方	留意事項
4/1～	○ 学校教育活動の実施に当たっては、 <u>着用を求めないことを基本</u> とする	① 着用を希望する児童生徒に、適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること
		② 感染状況に応じ、着用を促すことも考えられるが、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、 <u>着脱を強いることがないようにすること</u>
4/1より前に実施の卒業式から適用	○ <u>卒業式での着用</u> は、教育的意義を考慮し、 <u>児童生徒等は着用せず出席することを基本</u> とする ○ 幼稚園・認定こども園の卒園式については、必要に応じて学校の取扱いを参照	

## 保育所等でのマスクの着用

※朱書きは主なポイント

適用日	考え方	留意事項
3/13～	○ <u>2歳以上児の着用は求めない</u> ○ 2歳未満児の着用は奨めない(従来どおり)	○ 着用を希望する子供や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等必要な対策を講じること

※ 参考(卒園式での着用)

3/12以前に開催 ➤ 必要に応じて学校の取扱いを参照

3/13以降に開催 ➤ 上記のとおり(保育所等でのマスクの着用の考え方)